

令和5年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
(「指定管理者募集要項等」に係る審査)

- 1 開催日時 令和5年7月28日(金) 13:00~14:00
- 2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第1委員会室
- 3 対象施設 青森市りんごセンター
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 白戸高史(企画部次長)
副委員長 工藤拓実(総務部次長)
委員 池田享誉(青森公立大学准教授)
委員 兼平浩美(東北税理士会青森支部税理士)
委員 泉宏明(環境部次長)
委員 土岐政温(都市整備部次長)
委員 武井秀雄(教育委員会事務局教育次長)
 - (2) 施設所管課(あおもり産品支援課)
課長 成田敬三
主幹 成田俊治
技師 中村康太
 - (3) 制度所管課(財政課)
副参事 岩渕寿哉
主幹 宮崎恭次
主査 櫻田博光
主査 滝口貴史
- 5 案件 「指定管理者募集要項等」に係る審査
- 6 審査結果 委員から指摘があった箇所について募集要項等を修正したうえで指定管理者の募集を開始すること、誤字脱字等の軽微な修正等に関しては委員長に一任することに対し、全委員異議なく、全会一致で了承された。
- 7 主な質疑内容
委員：「募集要項」の選定基準に関する記載であるが、別資料「選定基準」の最低基準点に関する記載の方が適切であるため、記載を合わせた方が良い。

施設所管課：ご指摘のとおり修正する。

委員：仕様書6ページの廃棄物に関する記載について、青森市りんごセンターは事業所であり、一般廃棄物の他に産業廃棄物も発生するので、産業廃棄物に関する記載を追加した方が良い。(別紙の維持管理の仕様に関する表についても同様)

施設所管課：ご指摘のとおり追加する。

委員：募集要項13ページと仕様書の7ページの備品に関する記載であるが、指定管理者が指定管理料で購入した備品について、その帰属はどうなるのか。

施設所管課：指定管理業務に必要な備品については、市と指定管理者で協議したうえで、市で予算措置して購入しているため、市の帰属となる。指定管理者の自主事業で使用する備品については、市と協議したうえで、指定管理者の負担で購入したもののについては、指定管理者の帰属となる。

委員長：国の整理では、指定管理料で購入した備品については、指定管理者の帰属となるため、購入前に市と協議してもらうこととしており、基本的には、市の予算で備品を購入している。

委員：「選定基準」の福祉に関する取組の部分についてであるが、標準例の当該箇所には「障がい者等への対応は適切か」という記載があるが、りんごセンターの選定基準からこの記載をあえて外した理由は何か。(仕様書の5ページに施設見学者への対応に関する記載があるため、障がい者の方の見学も考えられる。)

施設所管課：当該施設の利用について、これまで障がい者の方の利用実績はないものの、障がい者の方とその他の方に分け隔てなく対応してきたところであり、今後についても同様であるため、当該記載を追加しなかった。しかし、委員ご指摘の通り、施設の見学者への対応も考えられるため、りんご生産者等の平等な利用を確保するための方針についての箇所、標準例にはない「見学者等への対応は十分か」という記載を入れているところ。

委員長：この件については、昨日の別施設の審査でも指摘があり、最終的には記載を追加することとなった。りんごセンターについても、事業計画に障がい者の方の施設の利用に対応する準備が整っているという主旨の記載があれば評価できるため、追加した方が良いのではないかと。

施設所管課：ご指摘のとおり追加する。

委員：仕様書の８ページにインボイス制度への対応に関する記載があるが、利用料金の請求書は市の様式と指定管理者の様式のどちらを用いているのか。インボイス対応に伴うシステム改修等の追加費用についてはどのように考えているか。

施設所管課：現行、利用料金に係る領収書は指定管理者による手書きで発行しており、インボイス制度対応に係るシステム改修等の経費は発生しない。

委員長：今年度から選定基準の表内に項目ごとの最低基準点を記載しているところであるが、最終的な点数が最低基準点の合計を上回っていれば良いという制度である。

しかし、現状の記載では、いずれかの項目で最低基準点を下回った場合失格となるという誤解を与えてしまう可能性があるため、項目ごとの最低基準点に関する記載を削除するものとする。

施設所管課：ご指摘のとおり修正する。